

広報ふじみ平成 30 年 8 月号 No. 581

がんばる農家を応援する

既存農家への JA 信州諏訪との協同支援

全国的な傾向として農業従事者は年々減少しています。富士見町でも総農家数は 10 年前に比べて 215 戸減少していますが、専業農家数は 32 戸増加し、昭和 40 年代から続いた減少傾向から、現在は回復基調に転じています。

専業農家が増加したことは、これからの富士見町の農業にとって明るい兆しです。町は JA 信州諏訪や関係機関と連携して、農業をがんばっている農家を応援しています。

【お問合せ先】産業課 営農推進係

【電話番号】62-9328

JA がんばる農家応援事業

JA20%、町 20%の 40%補助で農業用ハウスの整備を支援

平成 28 年に JA 信州諏訪が振興品目の生産に必要な農業用ハウス等の建設に対して約 20%を支援する「がんばる農家応援事業」を創設しました。町も他の諏訪 5 市町村に先駆けて約 20%の協同支援を決定し、町内のがんばる農家の支援を開始しました。

その結果、15 農家が本事業を利用し、46 棟の農業用ハウスを建設しました。農産物の品質安定や長期栽培による生産量の増加と労働時間の平準化により、農家所得が向上し、経営の安定化が図られています。

【支援実績】

平成 28 年度

- ・支援農家数／6 農家（キク農家 3、カーネーション農家 2、セルリー農家 1）
- ・支援施設数／農業用ハウス 13 棟、3,723 m²
- ・支援金額／5,030,318 円（整備費 25,151,594 円の 20%相当）

平成 29 年度

- ・支援農家数／12 農家（キク農家 5、カーネーション農家 6、セルリー農家 1）
- ・支援施設数／農業用ハウス 33 棟、6,716 m²
- ・支援金額／12,392,000 円（整備費 61,963,241 円の 20%相当）

JA 信州諏訪 営農部

「なくてはならない JA」に向けた自己改革の実践

JA 信州諏訪は第3期長期構想 21 後期中期3カ年計画にもとづき、「がんばる農家応援事業」などを通じて、農家所得の増大と地域社会への貢献を目標とした、JA 自己改革の着実な実践に取り組んでいます。

JA がんばる農家応援事業は、流通情勢や市場からの要望により今後需要が期待される7品目（セルリー・パセリ・ほうれんそう・果菜類・きく・カーネーション・トルコギキョウ）に絞り取り組みを行っています。

施設は担い手の事情に合わせた規格とし、作期を拡大させるための付帯設備等も対象としています。また、初期投資の負担が軽減できるよう JA の施設貸付による事業となっています。

平成 28 年度からの富士見町の事業申請数は、JA 信州諏訪総体の 35%を占めています。

大変好評であり多くの施設が建設されている要因は、JA 単独支援だけではなく、町の早期支援決定による事業開始時からの協同支援成果であり、担い手の経営安定の一助となっています。

利用者の声／カーネーションの長期栽培を実現して日本一の産地を守りた

い！

小池 潤さん【37 歳 カーネーション農家】

平成 28 年と平成 29 年に JA がんばる農家応援事業を利用してカーネーション用のハウス 5 棟、10a の施設化が実現しました。諏訪地方のカーネーションは夏秋期の生産量が日本一の産地で、その半数が富士見町内で生産されています。近年は生産量が落ち込み、産地としての力が弱くなることに危機感を抱き、JA がんばる農家応援事業を利用しました。施設が増加したことで長期栽培が可能になり、出荷量の増加が期待できます。課題は多くありますが、日本一をつくった世代からバトンを受け取り、守る世代の一人として、たくさんのカーネーションを日本中に届けたいと思います。

利用者の声／セルリーの施設栽培が実現して品質向上と収入期間が拡大しま

した！

植松高浩さん【33 歳 セルリー農家】

平成 28 年と平成 29 年に JA がんばる農家応援事業を利用してセルリー用のハウス 4 棟、21a を建設しました。農家にとって施設の投資は経営に大きな負担となります。なかなか施設栽培に踏み出せなかった時に、JA がんばる農家応援事業が創設され、これをきっかけにハウス建設を決めました。天候に左右されやすい農業にとって施設栽培は品質の向上、安定化にもつながり、また露地栽培の前後、春と秋の生産・出荷の実現により収入期間が拡大し、経営の安定化、雇用の確保にもつながりました。

がんばる農家応援事業で整備したハウスで栽培されているカーネーション、キク、セルリーは品質が向上しています

fujimi marche

8月11日と9月1日・15日に企業朝市「富士見マルシェ」の開催が決定しました。ぜひ、お出かけ下さい！

7月11日にオープンした「ゆめひろば富士見」で、町内に参入した法人等が中心となって安心安全な農産物を地域住民等にお手ごろ価格で販売する企業朝市「富士見マルシェ」が全3回開催されることが決定しました。

【開催場所】「ゆめひろば富士見」特設会場（町民センター前）

【朝マルシェ】※全2回

【朝マル1st】

【日時】9月1日（土曜） 午前8時～10時

【販売】(株) あぐりクリエイト信州諏訪、オリックス八ヶ岳農園(株)(有) トップリバー富士見農場、(株)八ヶ岳みらい菜園

【朝マル2rd】 ※軽トラ市と同時開催

【日時】9月15日（土曜） 午前8時～10時

【販売】(株) あぐりクリエイト信州諏訪、オリックス八ヶ岳農園(株)、(有) トップリバー富士見農場、(株)八ヶ岳みらい菜園

【オープンマルシェ】 ※軽トラ市と同時開催

【日時】8月11日（土曜） 午前8時～10時

【販売】(株) あぐりクリエイト信州諏訪（キャベツ他）、オリックス八ヶ岳農園(株)（サラダハウレンソウ他）、(有) トップリバー富士見農場（レタス他）、(株)八ヶ岳みらい菜園（トマト、ブロッコリー他）

【特典】先着200名に野菜等1個を無料配布します

富士見町ふるさとみらい寄付金について

【お問合せ先】総務課 企画統計係 .62-9332

「ふるさとみらい寄附金」として、全国の皆さまから富士見町へ想いをお寄せいただきありがとうございます。

富士見町を応援していただく皆さまからのお気持ちは、これからの町の大切な支えとなります。

多くの皆さまからのご支援に心より感謝申し上げます。

平成29年度の寄附の状況

寄附件数 2,357 件（平成 28 年度 1,448 件）

寄附金総額 141,805,505 円（平成 28 年度 90,941,000 円）

こんなことに活用しています

ゆめひろば富士見

平成 30 年 7 月 11 日にオープンした「ゆめひろば富士見」の造成工事および、シンボルである大型遊具の設置に、全国の皆さまからいただいた寄附金を活用いたしました。

寄附者さまからのご厚意を、この「ゆめひろば富士見」を通じて、町で生まれ育つ子どもたちの成長に繋げていきます。

その他の使い道

- ・農作物有害鳥獣駆除事業
- ・観光施設維持整備
- ・花と心の里山事業
- ・子育て支援推進事業
- ・おたっしや生きがい生活支援事業
- ・道路維持修繕事業

平成 29 年度寄附者の皆さま（一部掲載）

- ・主に、過去にも町へご寄附をいただいた方を掲載しています。
- ・お名前に「※」のある方は東都高原富士見会の会員の皆様です。
- ・平成 29 年度も、紙面に掲載しきれないほど多くの方より寄附をいただきました。

町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）にてご紹介していますのでご覧ください。

住宅リフォーム補助金がさらに利用しやすくなりました

補助金交付額が補助の上限に達するまで複数回申請できるようになりました

また、倒壊の危険性のあるブロック塀の取り壊しが補助対象になりました

【お問合せ先】建設課 都市計画係 .62-9216

地域の産業振興と、既存住宅における住環境の改善を目的として、町内業者に依頼して住宅リフォームを行う場合、費用の一部を補助する制度があります。

これまで、同一敷地内の建築物において補助が受けられるのは一回限りとなっていましたが、交付を受けた補助金の合計が補助上限の 10 万円に達するまで、何回でも申請ができるようになりました。既に補助金の交付を受けた方も対象となりますので、今年度、または過年度において既に補助金の交付を受けた方で、補助金の交付額が 10 万円に満たない方は、再度の申請をご検討ください。

また、倒壊の可能性のある危険なブロック塀等の取り壊しが新たに補助対象に加わりました。地震対策などで危険なブロック塀の取り壊しを検討している方もぜひご利用ください。

補助制度の概要

【補助対象者】

- (1) 町内に住民登録をし、居住しているまたは居住しようとする方
(ただし、完了実績報告時に住民登録されている場合に限りです)
- (2) 町税等を滞納していない方

【対象建築物】

床面積が 10 平方メートルを超え、かつ次の条件をみたすもの。

(1) 町民が町内に所有し、居住しているまたは居住しようとする個人住宅、併用住宅及び集合住宅の個人住宅部分。

※親または子(配偶者の親または子を含む)の所有する住宅に居住する場合は自己所有とみなします。
また、住宅には諏訪広域連合火災予防条例に定める基準により、火災報知器等が設置されている必要があります。

(2) (1) の住宅と同一敷地内の倉庫、車庫、物置等及び、除去を必要とする倒壊の危険性のあるブロック塀。

【補助対象工事】

- ・平成 30 年度の工事で、工事に要する費用が 10 万円以上、かつ年度内に完了するもの。
- ・施工業者は町内業者に限りです。
- ・国、県、町の他事業で補助金交付の対象となる場合は対象となりません。
- ・倒壊の危険性のあるブロック塀の取り壊しも補助対象となります。

【補助金額】

補助対象工事に要する費用の 100 分の 10 に相当する金額で、1,000 円未満は切り捨てます。ただし 10 万円を限度とします。なお、既に交付を受けた補助の合計額が補助上限の 10 万円に達しない場合、補助金額の合計が補助上限に達するまで何度でも申請が可能です。

ブロック塀等の安全点検をお願いします

【お問合せ先】 諏訪建設事務所 建築課 【電話番号】 57-2923

【お問合せ先】 建設課 都市計画係 【電話番号】 62-9216

6 月 18 日に大阪府北部を震源として発生した地震によって、倒壊したブロック塀等による死亡事故が発生しました。

古いブロック塀 … 劣化や鉄筋の不足等により、地震発生時等に倒壊するおそれがあります。

新しいブロック塀 … 現行基準に適合していない場合があります。

塀の安全点検を行っていただき、傾きやひび割れといった劣化がみられる場合や、塀を補強する控え壁がないなど基準に適合しない場合には、施工業者等の専門家に相談しましょう。

また、長野県では相談窓口を開設していますので、お気軽にお問い合わせください。

8月1日に福祉医療費受給者証が更新になります

【お問合せ先】 住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】 62-9144

福祉医療費給付金制度とは？

お子さんや、障がい者、母子・父子家庭の方に対し、医療機関等に受診し窓口でお支払いする保険適用の自己負担分の一部を町が助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

受給者証の更新

該当される方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送しましたので手続きは不要です。

18歳※1までの方・・・「水色」の受給者証

18歳※1以上の方・・・「若草色」の受給者証

を受診の都度、医療機関窓口で提示してください

※1… 18歳に到達後最初の3月31日まで

18歳※1までのお子さんの医療費の給付方式が変更されます

18歳※1までのお子さんは、8月から「現物給付方式」に変更となり、各医療機関でのお支払いが1ヵ月最大300円になります。

詳細は広報ふじみ7月号でご確認ください

- 18歳※1までの方は、現在お持ちの「自動給付方式」用の受給者証（若草色）が有効期間内であっても使用できません。役場窓口に返還するか、ハサミで切るなどして破棄してください。
- 18歳※1以上の方は給付方式の変更はありません。通常通り自己負担分を医療機関等でお支払いください。

こんなときは役場窓口で手続きが必要です

- ・ 県外の医療機関を受診したとき、受給者証を提示し忘れたとき、受給者証が使用できなかったとき（領収書での申請が必要です）
- ・ 受給者証の記載事項に変更があったとき（氏名、住所等）
- ・ 加入している健康保険証が変わったとき、振込口座を変更したいとき
- ・ 資格に該当しなくなったとき（障がいの程度が変わった、母子・父子家庭でなくなった等）

骨密度検診のお知らせ

【お問合せ】 住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】 62-9134

骨密度検診を下記のとおり実施します。対象となる方には申込書を送付していますので、希望する場合は忘れずに申し込みをしてください。

【検診日程】

9月10日（月曜）～14日（金曜）

18日（火曜）・19日（水曜）

計7日間を予定しています。

【対象者】

平成30年度中に以下の年齢に達する町内在住の女性

1. 45歳（昭和48年4月2日～昭和49年4月1日生）
2. 50歳（昭和43年4月2日～昭和44年4月1日生）
3. 55歳（昭和38年4月2日～昭和39年4月1日生）
4. 60歳（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生）

【申込締切】

8月7日（火曜）厳守

【検診一部負担金】

1,400円

検診一部負担金が免除になる方

1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方
2. 当該年度分の町民税非課税世帯に属する方

※1.2.に該当する方は、保健センターで受診日の前日までに申請をしてください。

（他の検診で、すでに「平成30年度健康診査一部負担金免除券」の交付を受けている方は、改めて申請する必要はありません。）

女性のみなさん

歯周病はサイレントディジーズ（沈黙の病気）です

【お問合せ】 住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】 62-9134

歯周病は、静かに悪循環を進める厄介な「沈黙の病気」と言われ、全身の病気に影響します。特に女性はライフイベントに応じた注意が必要です。

肥満

歯周病菌の毒素で肥満が進行しやすくなると言われています。さらに、脂肪の増加で分泌される炎症物質が歯周病を悪化させるという悪循環もあります。

早産・低体重児出産

妊娠中に増加する女性ホルモンによって歯周病菌が増殖しやすく、歯周病になりやすくなります。歯周病になると分泌される炎症物質が子宮収縮を誘発し、早産や低体重児につながると言われていています。

骨粗しょう症

歯周病の炎症物質によって、全身の骨代謝に悪影響がおこり、骨粗しょう症が進行しやすくなります。また、一方で骨粗しょう症の方は歯を支えている歯槽骨ももろくなりやすいため、歯周病が進行しやすくなっています。

歯周病は定期的な検診や適切な歯磨きによって予防できます。

妊娠中の方

妊娠届出時に配布した受診券を利用すると、一回無料で歯科検診を受けられます。

今年度 20・30・40・50・60・70 歳になる方

歯周疾患検診の対象者（自己負担金：20歳は無料、30～70歳は200円）です。

忘れずに受診しましょう。

参加者募集!はつらつ健康づくり教室 先着 20 名

【お問合せ】住民福祉課 保健予防係

【電話番号】62-9134

テレビなどのマスメディアを通してたくさんの健康情報を知る機会はあるけれど、なかなか実践できないということはありませんか？

この教室は実習を通して楽しく学べ、明日からの健康づくりに役立ちます。

教室修了後は、食生活改善推進員として、自身や家族の健康のため、食を通じた地域の健康づくり推進のために活動しませんか。教室へのご参加をお待ちしています。

全 6 回 申し込まれる方は全講座にご参加ください。

【対象】

20～70 歳の町民

【調理実習費】

1 回 500 円（第 3 回、5 回に集金します）

【申込締切】9 月 14 日（金曜）

参加にあたっての注意

- ・医師から運動を止められている方、服薬中の方は、主治医にご相談の上参加してください。
- ・教室期間中に変化をみるための血液検査を行います。
- ・健康美人づくり教室や、以前この教室に参加されたことのある方はご遠慮ください。

「食育推進チーム」だより

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】 62-9134

（担当）本郷小学校栄養士

消費者見守り情報 No. 89

【お問合せ先】茅野市消費生活センター【電話番号】75-8188

【お問合せ先】長野県中消費生活センター【電話番号】0263-40-3660

フリマサービスは個人間取引 利用する際は慎重に

最近テレビCMなどでPRされている、インターネット上で個人同士が商品や役務を取引できるフリマアプリやフリマサイト等のフリーマーケットサービス、いわゆるフリマサービスの利用が消費者の間で広がるなか、フリマサービスに関連した相談が増加傾向にあります。

消費生活センター等に寄せられた相談から見えてくる問題点

1. トラブルを当事者間で解決することが困難な場合がある。

購入者と出品者の間で、双方の主張が食い違い、トラブルになりやすく、当事者間で解決を図ろうとしても解決ができない。

2. フリマサービス運営事業者がトラブルに介入せず解決が困難な場合がある。

当事者間ではトラブルを解決できない場合、消費者はフリマサービス運営事業者に介入を求めるが、運営事業者からは利用規約等をたてに個人間で解決するように言われ、具体的な介入を受けられない。

運営事業者の介入がないため、個人間でトラブルを解決しようと本来禁止されている行為に応じ、さらなるトラブルに至ることもある。

3. 未成年者が年齢確認の必要な商品を購入できる。

必ずしも利用者登録時に年齢確認の措置が取られているわけではなく、購入時も具体的な年齢確認が実施されないことから、未成年者では購入できない商品が購入できる。

4. 相手に禁止行為を持ち掛けられトラブルに巻き込まれる。

消費者がフリマサービスで禁止されている行為を相手から持ち掛けられ、禁止行為であるという認識もなく応じ、トラブルに巻き込まれることもある。

フリマサービス利用における注意点

フリマサービスは個人同士の取引であり、利用規約においても、トラブル解決は当事者間（個人間）で図ることが求められている点を理解して利用しましょう。

利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。

フリマサービス運営事業者は利用規約等で禁止行為や出品禁止商品等について定めています。自分がフリマサービスで行おうとしている取引や行為が違反した内容でないか十分確認しましょう。

以下は禁止行為の例です。

- (ア) 発送等の条件として、出品者の評価をするよう持ちかける
- (イ) フリマサービスを介さない決済方法を持ちかける
- (ウ) フリマサービス外で成立した取引の支払手段としてフリマサービスの決済システムを利用するよう持ちかける

未成年者（子ども）がフリマサービスを利用する場合は、家族等で利用方法を十分に話し合しましょう。

当事者間で話し合っても、フリマサービス運営事業者に相談しても、一向に交渉が進まない場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

トラブルになってしまったら

1. まずは十分に当事者間で話し合しましょう。
2. 問題点の整理等を行うために、消費生活センターへ相談しましょう。

年金だより

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

【お問合せ先】岡谷年金事務所【電話番号】23-3661

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係【電話番号】62 - 9111

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間（480月）保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金の任意加入制度を利用すると

1. 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない方

60歳から65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額の年金に近づけることができます。

2. 65歳になっても受給資格期間が10年（120月）に満たない方

70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入し保険料を納めることにより受給権を確保することができます。（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）

3. 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方

海外に居住する方も国民年金に任意加入することができます。任意加入をしない場合、海外在住期間は合算対象期間として老齢基礎年金などの受給資格期間に算入されますが、受給する年金額には反映されません。

※任意加入は、申し出た日からの加入となりますので、さかのぼっての加入はできません。厚生年金・共済組合に加入中の方も加入はできません。

※60歳以上の任意加入について、保険料の納付方法は口座振替が原則です。加入手続きには年金手帳、通帳、届出印を持参のうえ、岡谷年金事務所または国保年金係までお申し込みください。

「気を付けて」一言発する その勇気

【お問合せ先】 富士見消防署

【電話番号】 61-0119・62-5640

お盆は御先祖様が眠るお墓を訪れ、先祖の霊を供養する日本人の大切な行事です。

お仏壇やお墓参りであげる線香やろうそくの使用に伴い、ライターなどの着火器具を用いることも多くなります。

毎年、諏訪地域でもお墓参りの際、火の着いた新聞紙が風に飛ばされてしまったり、線香の火が周りの草木に

燃え移ったりといった原因で火災が発生しています。

また、室内から火災が発生する場合もあり、お仏壇に置いてある火の着いたろうそくが倒れたために、付近の物に火が燃え移り、火災に発展して家屋が全焼した事例もありました。

お盆の時期は親族一同で集まることがあると思います。高齢の方や小さな子どもがいる場所で、火災という大きな災害を発生させないよう努力しましょう。また、以下の注意点を守り、平穏なお盆の期間を楽しく過ごしましょう。

お仏壇・お墓参りの火の用心

- 盆灯籠や盆提灯などは倒れないように固定しましょう。
- お仏壇のろうそくに火を着けるとき、お墓に線香を供えるときは必ず水を用意しましょう。また、火の使用時間を最小限にし、火が消えるまでその場を離れないようにしましょう。
- ろうそくや線香から供物や供花を離しましょう。
- お仏壇に模型のろうそくを置くことも考えましょう。

町営住宅入居者募集

【募集期間】 8月1日（水）～8月14日（火）

【申込方法】 管財係に備え付けまたは町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】 公開抽選

【抽選日時】 8月15日（水） 午前10時～

【会場】 役場3階 図書室

【入居日】 原則として入居決定後10日以内

【入居資格】 次の1～6の資格を全て満たす方

1. 地方税を滞納していない方
2. 現に同居し、または同居しようとする親族があること
（町条例第5条第2項に該当する場合、立沢町営住宅のみ単身入居可）
3. ③ 公営住宅法による月収が規定の額以下の方
 - ・一般世帯 - 158,000円以下
 - ・高齢者身体障害者世帯等 - 214,000円以下
4. 現に住宅に困窮していることが明らかな方（他の公営住宅入居者や持ち家がある方は不可）
5. 町内に住所または勤務先を有する方
6. 入居者および同居者が暴力団員ではないこと

【お問合せ先】 総務課 管財係 【電話番号】 62-9325

第36回富士見町生活展ブース出展団体を募集します

【お問合せ先】 富士見町生活展実行委員会事務局（住民福祉課 住民係）

【電話番号】 62-9112 または 61-2073

【メール】 jumin@town.fujimi.lg.jp

町民が住みやすい地域づくりに関心を持ち、生活に関する様々な地域情報発信を行う場である「第36回富士見町生活展」を本年度も開催するにあたり、ブース出展団体を募集します。

省エネ活動やエコ活動などの取り組みや災害や防災に関連した取り組みなど、環境負荷の軽減、安心・安全意識の醸成、絆・世代間交流の推進、節約、くらしの知恵・工夫など、さまざまな情報の発信などを意識した生活スタイルを見直す提案をしていただける団体を募集します。

【日時】11月11日（日曜） 午前9時30分～午後1時
【会場】富士見町町民センター
【募集団体】消費生活・食生活・福祉・環境・健康・防災・まちづくりなどの分野で地域活動している
団体・NPO・ボランティア団体・サークル・企業等の団体
【申込方法】第36回富士見町生活展『出展参加団体申込書』を提出してください。
申込書の請求は事務局へお願いします。
【申込締切】9月14日（金曜）

富士見町教育委員会だより第152号

【お問合せ先】平成30年8月1日発行 富士見町教育委員会編集
【電話番号】62-9235
【メールアドレス】kodomo@town.fujimi.lg.jp

くらしの情報

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

マイナンバーカード申請の臨時窓口を設置します

【お問合せ先】住民福祉課 住民係
【電話番号】62-9112

臨時窓口では、その場で顔写真を撮影し、簡単にマイナンバーカードを申請することができます。希望する方は本人確認ができるものをお持ちください。

臨時窓口開設期間は長野県知事選挙の期日前投票も行っています。投票にお越しの際にマイナンバーカードの申請もぜひご検討ください。

【日時】
8月1日（水曜）～8月3日（金曜）午前8時30分～午後6時30分
8月4日（土曜）午前8時30分～午後6時
【場所】 富士見町役場 1番窓口
【持ち物】 本人確認書類（免許証、パスポート等）、通知カード

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定申請 を受け付けています

【お問合せ先】産業課 商工観光係 【電話番号】62-9342

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています

町では、先端性向上特別措置法に係る「導入促進計画」を策定し、平成30年6月19日付で国から同意を得ました。

これにより、先端設備等導入計画を作成し、認定を受けた中小企業・小規模事業者等は、固定資産税の特例軽減等を受けることができます。

先端設備等導入計画を申請される方は、町ホームページ (<http://www.town.fujimi.lg.jp/>) をご覧いただくか、お問い合わせください。

取引・証明用に使用する「はかり」は定期検査が必要です

【お問合せ先】産業課 商工観光係【電話番号】62-934

【お問合せ先】長野県計量検定所 検定・検査課【電話番号】0263-47-4006

60歳以上のみなさまへ

2018信州ねんりんピックに参加しませんか

【お問合せ先】信州ねんりんピック実行委員会事務局（公益財団法人長野県長寿社会開発センター）

【電話番号】026-226-3741

【メール】info@nicesenior.or.jp

明るく活力ある長寿社会の実現を目指し、高齢者の方が文化・芸術の祭典やスポーツ競技等を通じて、生きがい、健康づくり、社会参加に対する理解と幅広い交流を深めることができる、総合的な健康と福祉の祭典です。

長野県高齢者作品展の作品を募集しています

【出品者資格】県内在住の60歳以上（昭和34年4月1日以前生）のアマチュアの方

【部門】日本画、洋画、彫刻、手工芸、書、写真（6部門）

【申込締切】8月27日（月曜）

【申込方法】『長野県高齢者作品展出品票』（所定用紙）に必要事項を記入し、お申し込みください。

【出品票の請求・申込先】住民福祉課 介護高齢者係（電話番号 62-9133）

【作品搬入】8月27日（月曜）までに住民福祉課 介護高齢者係までお持ち込みください。

【作品規格】規格等の詳細については、長野県長寿社会開発センター本部、各支部、市町村、町社会福祉協議会にある「募集案内」をご覧ください。ホームページ (<http://www.nicesenior.or.jp/>) からダウンロードできます。

スポーツ交流大会の参加者を募集しています

- 【出品者資格】10月20日（土曜）
- 【会場】東御中央公園（東御市）／海野マレットゴルフ場（東御市）
- 【参加資格】県内在住の60歳以上（昭和34年4月1日以前生）の方
- 【定員】各競技要項に記載
- 【参加費】1人500円（資料・保険料等）※昼食代は含まれませんので各自で用意してください。
- 【協議種目】ダンススポーツ、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ソフトテニス、ソフトバレーボール、ペタンク、ウォークラリー、弓道、テニス、マレットゴルフ（10種目）
- 【申込締切】8月17日（金曜）
- 【申込方法】参加申込書に必要事項を記入し、長野県長寿社会開発センター本部、各支部または競技運営団体にお申し込みください。
- 【競技要項】各競技種目の「競技要項（兼参加申込書）」が長野県長寿社会開発センター本部、各支部、競技運営団体及び市町村、町社会福祉協議会にあります。
- ホームページ（<http://www.nicesenior.or.jp/>）からもダウンロードできます。
- 【その他】小雨決行です。雨天の場合でも競技種目によっては実施します。
- 【お問合せ先】信州ねんりんピック実行委員会事務局（公益財団法人長野県長寿社会開発センター）
- 【電話】026-226-3741
- 【メール】info@nicesenior.or.jp

住民だより7月

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

くらしのガイド8月（8月1日～9月10日）

※9月の内容は次号と重複する場合があります

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

コミュニティ活動 かわら版

【お問い合わせ先】富士見町有害鳥獣対策協議会（産業課 農林保全係）

【電話番号】62-9222

「鳥獣害対策の第1歩」 ～生態を知ろう：ツキノワグマ～

町にはあらゆる動物が生息していますが、その多様な動物生態系の頂点に立っているのが「ツキノワグマ」です。警戒心が強く、基本的には人を避ける動物ですが、最近是全国的に、登山や山菜取りで山に入ったときの人身事故の報告を聞くようになりました。平成30年は「クマ大量出没年」とも言われており、例年8月の出没が最も多いです。

不幸な事故が起こらないよう、十分に注意しましょう。

【食性】新芽や山菜、ドングリなど、植物中心の食べ物を好むが、虫やシカの死体など動物質も食べる。

【生態】昼夜問わず活動するが、朝夕の薄暗い時間帯に盛んに活動する。冬眠をするので、脂肪をため込むために秋はより活発に行動する。

【特徴】胸の白い月の輪の様子が名前の由来。鼻（嗅覚）と耳（聴覚）がとても良く、泳ぎや木登りも得意。

【被害】ミツバチ箱を倒す等の農作物被害、山中での遭遇による人身事故。

【対策】

1. ミツバチ箱や果樹の周りには電気柵を張る

鼻の良いツキノワグマは、甘い匂いのするミツバチ箱や果樹に寄ってきます。また、学習能力が高く、食べ物への執着が強いため、おいしいものがあつた場所へ何度も現れます。力が強いので、ネットやトタン製の柵だと越えられたり壊されたりしてしまう可能性が高いため、電気柵での防除が効果的です。

2. 山での「バツタリ遭遇」を避ける

クマとの人身事故の多くは、クマの生息地である山林内で発生しています。山に入る時は鈴やラジオを携帯し、人間の存在をクマに知らせるようにしてください。川魚や山菜はクマにとってご馳走です。採取の際は周囲に十分気を配るようにしてください。

富士見町スポーツ少年団だより

【お問合せ先】富士見町スポーツ少年団事務局（町民センター内）

【電話番号】62-2400

南風ジュニアスポーツ少年団

南風ジュニアは、境小学校の児童を中心に野球に取り組んでいるスポーツ少年団です。毎週土曜日と日曜日の午前中、主に境小学校で練習しています。

今年は1年生6人、3年生2人の新メンバーを迎え、総勢23名になりました。野球が好きになる、野球で強い心をつくる、野球を通して仲間を大切にする、そんな活動をしています。

春から夏のシーズンは、諏訪内外の学童チームと試合をします。6年生は秋になると、普段はライバルの富士見町、原村の4小学校で合同チームを作り、仲間となって一緒に練習や試合をします。

皆さんもぜひ一度、週末の境小に南風ジュニアを見に来てください。

【練習日】土曜日と日曜日

【時間】午前8時～正午

【場所】境小学校

【団員】小学1～6年生

平成30年度 日赤活動資金募集へのご協力ありがとうございました

【お問合せ先】日本赤十字社富士見町分区富士見町赤十字奉仕団（住民福祉課社会福祉係）

【電話番号】62-9144

『いのちを守る赤十字』をスローガンに活動している日本赤十字社の活動資金募集を本年度も実施しましたところ、住民の皆様方をはじめ、各区のご協力により、次のとおり活動資金をお寄せいただきました。誠にありがとうございました。

平成30年度募集結果 1,897,188円（平成30年6月30日現在）

お寄せいただいた活動資金は、日本赤十字社長野県支部へ送金し、国内外の災害救護活動の他、各種講習会の実施や救護看護師の養成等、数多くの人道的な活動に役立たせていただきます。町においても、災害救護活動や救急法の普及活動、奉仕団活動等に活用されています。

赤十字活動へのご協力に感謝するとともに、今後もより一層のご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

災害義捐金を受け付けています。

皆様の温かいご支援とご協力をお願いいたします

- 大阪府北部地震災害 6月22日（金曜）～9月28日（金曜）
- 米原市竜巻災害 7月6日（金曜）～9月28日（金曜）
- 平成30年7月豪雨災害 7月10日（火曜）～12月31日（金曜）

【場所】役場1階ロビー 募金箱

日本赤十字社富士見町分区 事務局（住民福祉課 社会福祉係）

子育てはたくさんの笑顔とたくさんの手で

子どもの場所から

【お問合せ先】NPO法人ふじみ子育てネットワーク

【電話番号】62-5505

「ゆったり」「じっくり」「たっぷり」

ある幼児教育団体の代表者会議で、保育士・幼稚園教諭の研修会テーマを協議した際、提案されたテーマが「ゆったり」「じっくり」「たっぷり」でした。

「ゆったり」「じっくり」「たっぷり」…どれも豊かさを連想させる言葉です。そして、子どもが健やかに育つキーワードとしてぴったりではないかと思います。

社会全体の価値観が「効率よく、速く」を良しとする方向に向かっている今だからこそ、ゆったりした気分で、じっくりと自分自身や興味関心ごとに気持ちを向けられ、その事にたっぷりと時間をかけていいよ、という生活環境を子どもたちに保障したいと思います。効率の良さや速さを競う生活は、一人ひとりの持ち味を大切にすることよりも、ある一つの価値観や枠に子どもを当てはめることにつながり、優劣をあぶりだすことにつながります。

教育学や心理臨床の専門家は、優劣のみで判断される環境からは心身ともに健やかな子どもは育ちにくく、評価依存であったり他者と友好的な関係をむすびにくい傾向にある、反対に個々のペースや持ち味が生かされる環境からは自己肯定感が高く、他者も認められる子が育つと言います。

大人も時間に追われ、なにかと余裕なく日々の生活を送っていますが、子どもに関わる大人は、たとえ少しでも「ゆったり」「じっくり」「たっぷり」を意識したいと思います。そうすれば、子どもたちの生活環境に変化がおき、子ども自身が本来持っているそれぞれの豊かさが輝き始めます。そして、大人もそんな子どもの輝きに心をとめることができます。

国保だより

高額医療費制度が変わります／

限度額適用認定書の申請が必要です。

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62 - 9111

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険

者のみなさまへ

高額療養費制度の所得区分や自己負担限度額が変わります

平成30年8月から、所得区分や自己負担限度額が下の表のように変わり、70歳から74歳で課税所得145～689万円の方は、新たに「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

1ヵ月に医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず役場窓口で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※住民税非課税世帯の方は、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

主な変更点

1. 現役並み所得者が細分化

2. 住民税非課税世帯以外の方の自己負担限度額が変更
3. 一部の方に新たに「限度額適用認定証」を交付

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです

「限度額適用認定証」等の有効期限は申請月の1日から7月31日です。自動的に更新されませんので、8月1日以降も利用する場合は、再度申請が必要です。

高額な診療を受けるときは限度額適用認定証をご利用ください

医療機関等の窓口で保険証と一緒に「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関別の1ヵ月の窓口支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、保険診療に係る医療費のみが対象で、食事療養費やベッドの差額代などは別に費用がかかります。

申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、マイナンバーカード（または、通知カードと本人確認書類）、印鑑

※本人確認書類 …… 運転免許証、パスポート等顔写真付き等

※窓口に来庁する方が別世帯の代理人である場合 …… 委任状、代理の方の本人確認書類が必要です。

注意事項

- 原則として国民健康保険料に未納がある世帯は交付されない場合があります。
- 世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。
- 非課税世帯の方は医療費の限度額適用に加え、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。
- 70歳から74歳で、課税所得145～689万円の方は、平成30年8月から「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

8月1日から後期高齢者医療制度の保険証が変わります

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係【電話番号】62-911

【お問合せ先】長野県後期高齢者医療広域連合【電話番号】026-229-5320

平成30年8月1日から新しい保険証で受診してください

後期高齢者医療制度の保険証は毎年8月に更新され、保険証の色が橙色から黄色に変わります。新しい保険証を7月下旬に郵送しましたので、有効期限・住所・氏名などを確認してください。

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

News Fujimi

6月17日（日）

町消防ポンプ操法大会

機敏な動きと正確な技術が披露され、ポンプ車操法の部では第10分団が、小型ポンプ操法の部では第7分団が優勝しました。また、7月1日（日）に行われた諏訪地区消防ポンプ操法及びラッパ吹奏大会へ各部優勝チームと町消防団喇叭隊が出場し、技を披露しました。

見事！第10分団が県大会優勝！

7月22日（日）に木曾郡大桑村で行われた県消防操法大会で、第10分団が優勝を果たしました。2年に一度行われる全国大会は10月に開催されます。

6月20日（水）

グローバル G.A.P.国際認証取得報告会 富士見高校の園芸科生徒が、栽培しているトマトで「グローバル G.A.P.（農産物の安全性を担保する国際基準）」の認証を取得し、報告会が開かれました。県内高校では初めての取得で、今後は海外などへの流通販路の拡大や東京五輪の選手村での提供を目指しているそうです。

7月4日（水）

上蔦木区史 完成報告 8年の月日をかけ完成した区史。ぜひ多くの人に読んでほしいと話していました。

7月9日（月）

安全運転講習会

町社会福祉協議会職員を対象に、町自動車業協同組合が車の定期点検の大切さを伝えました。

9月2日（日曜）に町総合防災訓練を実施します

【お問合せ先】総務課 防災・危機管理係

【電話番号】62-9326

近年、自然災害が頻発し、大きな被害を出しています。災害発生時、最小限の被害にとどめるために、住民、自主防災会、行政機関及び防災関連機関が緊密に連携して大規模災害に対応できるよう、実践に即した訓練を実施します。

【実施期日】9月2日（日曜） 午前8時～

【実施場所】多目的交流広場「ゆめひろば富士見」ほか

- 大規模な災害（訓練）時には、まず「安否確認場所」で「安否確認」をしてください。
- 訓練の方法は、各自主防災会により異なります。詳しくは役員の方にご確認ください。

主な訓練内容

- 身近な道具による救助訓練（諏訪広域消防富士見消防署・富士見町消防団・建設事業協同組合）
- 町医師会、富士見高原病院と連携したトリアージ訓練
- 建築士会諏訪支部による避難所等の応急危険度判定訓練
- 赤十字奉仕団、町水道事業協同組合による炊き出し及び給水訓練

防災の基本は自助です

「自分の命は自分で守る」「自分のことは自分で助ける、なんとかする」という行動のことを「自助」といいます。

自助には、事前の備え（非常持出品や非常食の準備、家具の転倒防止対策、住宅の耐震補強など）が必要です。

自助が防災の基本と言われるのは、まず“自分を守る”ことにより、“家族や友人を助けに行くことができる”からです。「救助される人」ではなく、「救助する人」になることが、自助への取り組みの大事なポイントです。

「救助する人」が多い地域は、防災に強い地域とも言えます。

『防災ガイドブック』（改訂版）を活用しましょう

お手元の防災ガイドブックをもう一度お読みいただき、災害に備えましょう。

防災ガイドブックをお持ちでない方はお問い合わせください。

【防災ガイドブック改訂のポイント】

1. 「平成 25・26 年実施長野県地震被害想定調査」の結果に基づいて震度階級や建物被害予想を変更しています。
2. 糸魚川静岡構造線断層帯（南側）≪岡谷断層群・諏訪断層群・釜無山断層群・白州断層群・下 円井断層群・市ノ瀬断層群≫が連動して動いた時の想定を採用し掲載しています。
3. 想定マグニチュードが 8.0 から 7.9 へ変更されています。

ふじみおさんぽガイドツアーのお知らせ

【お問合せ先】 富士見町観光協会

【電話番号】 62-5757

八ヶ岳連峰「編笠山登山&温泉コース

秋の八ヶ岳登山を楽しもう！

富士見高原登山口から標高 2,524mの八ヶ岳・編笠山頂を目指します。下山後は八峯苑鹿の湯でゆっくり疲れをほぐしてください。

普段からウォーキングや登山をされている健康な方が対象です。

【日時】9月9日（日曜） 午前7時30分～午後4時30分

標高差〈約1,223m〉（約9時間）

【参加費】5,000円（入浴料込）

【集合時間】午前7時15分

【申込締切】9月6日（木曜）

イベント日以外でも季節、時間、名所など、ご希望に沿ったプランでガイドツアーを楽しむことができますのでぜひお申し込みください。（2週間前までに事前予約が必要です 2名様以上）

姉妹町西伊豆だより

宇久須キャンプ場

海水浴とキャンプを一緒に楽しめます

海水浴場クリスタルビーチに隣接する宇久須キャンプ場は、海水浴とキャンプを一緒に楽しむことができる伊豆半島で最大級のキャンプ場です。

海岸線に沿って100区画のキャンプサイトがあり、温水の出るシャワー（有料）やトイレなど施設も充実しています。目の前は砂浜の海岸で、シーズン中には臨時派出所が設置され安全に利用できることから、多くの家族連れや若者でにぎわいます。

また、日没時には水平線に沈む夕陽を目の前で見ることができます。赤く染まる西伊豆の空を眺めながら、ゆったりとした時間を感じられる一味違ったキャンプが楽しめます。

【営業期間】9月30日まで

【お問合せ】宇久須キャンプ場【電話番号】0558-55-0311

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。

一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町

民となろう。

一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

「広報ふじみ」、町ホームページの「町民のページ」で有料広告を募集しています。

詳しくは、

<http://www.town.fujimi.lg.jp/index3.html>

の「新着情報の一覧を見る」をご覧ください。

広告媒体 広告媒体：広報ふじみ、町のホームページ
単位等

下1段（縦50ミリメートル、横175ミリメートル）

トップページ（縦60ピクセル、横150ピクセル）

広告料 1回 5,000円 月額 5,000円

広報ふじみあとがき

町の人口と世帯数 平成30年7月1日現在（前月比）

住民基本台帳人口

男性：7,208人（7人減少）

女性：7,499人（±0）

合計：14,707人（7人減少）

世帯：5,988世帯（±0）

発行日

平成30年8月1日

編集・発行

富士見町総務課

住所：〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

電話番号：0266-62-2250（代表）

ファックス：0266-62-4481

ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

Eメール

fujimi@town.fujimi.lg.jp

休日・夜間の緊急医電話番号案内

長野県救急医療情報センター

電話番号：0120-890-422